

令和2年3月18日
トビタテ！留学 JAPAN 事務局

【大学生等コース】新型コロナウイルスの流行に伴う留学中の各種手続きについて

トビタテ！留学 JAPAN 事務局では、新型コロナウイルスの感染の拡大、そして、今後の更なる情勢の悪化に鑑み、下記のとおり各種手続きを緩和する措置を講じます。各種手続き方法等の詳細につきましては、当事務局より、各大学等に対して、本日、オンラインシステムにて発出しております。各大学等ご担当者様におかれましては、速やかに内容をご確認いただきますとともに、派遣留学生へのご周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 奨学金支給要件の緩和について

2020年3月11日に世界保健機構（WHO）より、パンデミックと形容されるという評価がなされ、各国・地域において行動制限措置がとられているケースがあります。かかる事情に鑑み、2020年3月分の奨学金について、従来の活動日数15日間を満たさない場合であっても原則支給対象といたします。

【支給要件を緩和する場合】※外務省「海外安全ホームページ」感染症危険情報レベルの程度は問いません。

- ① 当初計画から2020年3月分が支給対象であった場合
- ② 派遣留学生が帰国や他国への移動を希望しているが、滞在先国・地域での行動制限や移動のための航空券が高額で手配できない等により、やむを得ず一定期間現地に留まらなくてはならない場合

（例1）3月1日～3月31日まで大学にて学修予定だったが、3月10日に休校となってしまった。学生の希望（または所属大学の判断）により、速やかに帰国予定であったものの、留学先の国・地域により4月中旬まで行動制限措置により封鎖されてしまい、身動きがとれない。長期間拘束されることを想定していなかったため、当面の生活費が工面できない。

（例2）現地の情勢悪化に伴い帰国を予定していたが、航空券が高額のため購入できない。

【注意事項】

- ・ 当該手続きにより奨学金を支給した場合でも、当初の支給金額から増額はできません。
- ・ 変更申請により留学計画を再考される場合（特に留学を延長する場合）は、支給月数に十分ご注意ください。

(2) 留学の一時中断の手続きについて

現在、事務局からは外務省「海外安全ホームページ」感染症危険情報レベルが「レベル 2」以上に引き上げられた場合のみ、「中断届」による留学の一時中断をご案内しておりますが、本通知をもって、本日 3 月 18 日より、新型コロナウイルスにより中断を希望する場合のみ「レベル 1」以下の国・地域においても「中断届」による留学の一時中断を受付いたします。

なお、中断により一時帰国する場合、手続きが帰国後になってしまっても配慮いたしますので、引き続き派遣留学生の安全確保を最優先として、今後の留学についてご判断いただきますようお願いいたします。

「中断届」における、中断開始日の目安は以下のとおりです。

- ① 留学先国・地域が「レベル 2」以上と指定されて中断する場合
原則として、感染症危険情報レベルが「レベル 2」以上に引き上げられた日を指定してください。
- ② 留学先の国・機関から休校・受入延期（中止または中断）の申し出があった場合
先方からの通知文またはホームページ等により事実をご確認のうえ、中断開始日としてください。
- ③ 派遣留学生または所属大学が中断を判断した場合
派遣留学生本人と調整のうえ、中断開始日を設定してください。

以上